

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長
環境02	転廃業助成金等に係る課税の特例
環境03	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合）
環境04	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長	行政機関名	環境省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせ、適正な維持管理を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等
過去の適用数及び適用額（平成26年度）が把握されていない。
- ④ 将来の適用数等
将来の適用数及び適用額が予測されていない。
- ⑤ 過去の減収額
過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
過去の減収額（平成26年度の法人税）が把握されていない。
- ⑥ 将来の減収額
将来の減収額が予測されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における維持管理積立金の積立額5,832百万円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
過去の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況
将来の効果・達成目標の実現状況について、「延長要望期間内に約14,436百万円の積立てが見込まれる」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
将来の効果・達成目標の実現状況について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果
将来の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対

比した上で説明されていない。

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長 (国税1)(法人税:義) (地方税1)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	(1)特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づき積み立てた額について、損金算入できることとする特例措置を2年間延長する。 (2)対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設。 平成12、14、16、18、20、22、24、26年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。
6	適用又は延長期間	2年間(平成28年4月1日～平成30年3月31日)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する。 《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせ、適正な維持管理を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 維持管理積立金の積立額

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要がある。</p> <p>このため、廃棄物処理法においては、全最終処分場(遮断型産業廃棄物最終処分場を除く。)を対象に、設置者に埋立終了後に必要となる維持管理費用を(独)環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることによって、最終処分場の長期的な維持管理を確保する仕組み(維持管理積立金制度)が設けられている。</p> <p>本制度を円滑に運営するためには、積立ては企業経営にとって大きな負担となるため、準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることで、負担の軽減を図ることが必要である。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 24 年度 適用件数 132 件 適用額 41 億円</p> <p>平成 25 年度 適用件数 105 件 適用額 38 億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」)</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度 900(百万円)</p> <p>平成 25 年度 700(百万円)</p> <p>(財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく試算結果より)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~26年度)</p> <p>特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度~26 年度、28 年度~29 年度)</p> <p>特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており(平成 25 年度は 7,435 百万円、平成 26 年度は 5,832 百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。</p> <p>また、6に記載の延長要望期間内に約 14,436 百万円の積立てが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 28 年度~29 年度)</p> <p>準備金が適切に積み立てられなかった場合、廃棄物の最終処分場の維持管理が適切に行われず、周囲の生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。また、最終処分場の設置者に代わり行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去するための措置を講ずる場合に、公費が使用されることとなる。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 28 年度~29 年度)</p> <p>廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちである。このため、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄物処理施設に対する信頼が大きく損なわれ、最終処分場を必要量確保していくことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障となる。</p> <p>また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置:一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置(地方税法附則第 15 条第2項第4号及び第5号)</p> <p>上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。</p> <p>一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、一般廃棄物の最終処分場に課税される固定資産税の課税標準の特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	転廃業助成金等に係る課税の特例	行政機関名	環境省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
達成目標（下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつも、し尿の適正な処理を継続して行う）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
過去の効果・達成目標の実現状況について、「本租税特別措置があるため、汚水処理人口普及率及び下水道普及率が増加するものではないと考える」と説明されているが、し尿の処理の実施状況等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
過去の税収減を是認するような効果について、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

本租税特別措置があるため、汚水処理人口普及率及び下水道普及率が増加するものではないと考える。汚水処理人口普及率及び下水道普及率を明記したのは、下水道普及率を除いた浄化槽普及率等に関する本租税特別措置は、下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつも、し尿の適正な処理を継続して行うために必要なものである旨を説明するためである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	転廃業助成金等に係る課税の特例(国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合税法)に規定する合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に伴い、市町村が一般廃棄物処理業者等に交付する交付金のうち、転廃業助成金及び減価補填金の金額の全部又は一部を損金の額に算入する。	
3	担当部局	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	
4	評価実施時期	平成 27 年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成元年度創設	
6	適用期間	恒久(平成元年度より)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資すること。 《政策目的の根拠》 合税法第6条、第7条、第8条、第9条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつも、し尿の適正な処理を継続して行う。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 汚水処理人口普及率
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により下水道への転換が完了する直前まで、し尿の適正な処理が継続して行われることで、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持し、廃棄物の適正な処理することに資する。
8	有効性等	① 適用数等	平成 23 年度 4 事業者 平成 24 年度 0 事業者 平成 25 年度 4 事業者 平成 26 年度 1 事業者 (平成 27 年租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査より)

	②	減収額	(百万円)															
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>圧縮記帳額</td> <td>45.50</td> <td>0</td> <td>47.90</td> <td>16.00</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>8.65</td> <td>0</td> <td>9.10</td> <td>3.04</td> </tr> </table> <p>(平成 27 年租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査より) (減収額算出根拠) (減収額)=(圧縮記帳額)×(法人税率) ※適用者の大多数が中小企業のため、軽減税率(19%)で減収額を推計している。</p>			H23	H24	H25	H26	圧縮記帳額	45.50	0	47.90	16.00	減収額	8.65	0	9.10	3.04
	H23	H24	H25	H26														
圧縮記帳額	45.50	0	47.90	16.00														
減収額	8.65	0	9.10	3.04														
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 平成 23 年度から平成 26 年度の間に、32 市町で合理化事業計画を策定し、汚水処理人口普及率は平成 26 年度末において全国平均で 89.5%(うち下水道は 77.6%)と順調に伸びてきているが、適正なし尿処理のため、市町村が実施する他の支援策と併せ、「転廃業助成金等に係る課税の特例」の継続が不可欠な状況。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>下水道普及率</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>87.6%</td> <td>75.8%</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>88.1%</td> <td>76.3%</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>88.9%</td> <td>77.0%</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>89.5%</td> <td>77.6%</td> </tr> </table> <p>(環境省・国交省・農水省合同汚水処理人口普及状況調査より)</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。</p>		汚水処理人口普及率	下水道普及率	平成 23 年度	87.6%	75.8%	平成 24 年度	88.1%	76.3%	平成 25 年度	88.9%	77.0%	平成 26 年度	89.5%	77.6%
			汚水処理人口普及率	下水道普及率														
平成 23 年度	87.6%	75.8%																
平成 24 年度	88.1%	76.3%																
平成 25 年度	88.9%	77.0%																
平成 26 年度	89.5%	77.6%																
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、転廃業助成金等の交付による効果を阻害しないようにするものであり、妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>																
10	有識者の見解	—																
11	評価結果の反映の方向性	し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならないため、今後も本特例措置を継続していく必要がある。																

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合）			行政機関名	環境省
税目	法人税、所得税				
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長	<input checked="" type="checkbox"/> 事後	
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり	

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

① 達成目標
 達成目標（国立・国定公園特別地域等について、国又は地方公共団体による土地の買い取りを引き続き促進し、将来にわたって自然環境の保全を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかになされていない。

② 過去の適用数等
 過去の適用数が税目ごとに把握されていない。

⑤ 過去の減収額
 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「適用件数は不明であるが、当該地域を国又は地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかになされていない。

⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、国及び地方公共団体により買い取りを行い、開発を避けることにより、優れた景観や自然環境の保全に寄与するので、税収減を是認する効果がある」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (国立・国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合) (国税)(法人税:義、所得:外)
2	租税特別措置等の内容	所得税また法人税に ついて、国立・国定公園の特別地域及び自然環境保全地域の特別地区において、国又は地方公共団体に土地を買い取られる場合、土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(2000万円控除)の適用対象とする。
3	担当部局	自然環境局・国立公園課、自然環境計画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設:昭和48年
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 優れた自然環境を有する国立・国定公園特別地域等について、国又は地方公共団体による土地の買い取りを促進し、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担を軽減し、永続的に当該地域の自然環境の保全を図る。 《政策目的の根拠》 自然公園法第20条1項の規定により指定された特別地域又は自然環境保全法第25条第1項の規定により指定された自然環境保全地域のうち特別地区として指定された地区においては、建築物の設置や木竹の伐採等を許可制とする行為制限はかけられているものの、特に重要な地域については国又は地方公共団体が買い取りを行い、直接管理をすることで開発を避け、優れた景観や自然環境を保全する必要がある。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-2.自然環境の保全・再生
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国立・国定公園特別地域等について、国又は地方公共団体による土地の買い取りを引き続き促進し、将来にわたって自然環境の保全を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国立・国定公園は、土地所有に拘わらずに保護地域を指定する制度であることから、民間が所有する土地も多く含まれている。中でも、所有者が土地を譲渡することを希望し、かつ国又は地方公共団体として重要性を認める土地について買い取りが行われる。よって、国又は地方公共団体が積極的に公有地化して

			いくことが前提ではないため、具体的な測定指標は設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、土地の買い取りが促進され、民間の土地所有者の負担軽減と当該地域の自然環境の保全を図るという政策目的に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年) 適用件数は不明であるが、本措置によって、用地提供者の税負担を軽減することにより、円滑な土地の買い取りが行われたと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年) 適用件数は不明であるが、当該地域を国又は地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年～平成26年) 本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、国及び地方公共団体により買い取りを行い、開発を避けることにより、優れた景観や自然環境の保全に寄与するので、税収減を是認する効果がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	上記特別控除がない場合、国又は地方公共団体が上記地域内の民有地を買い上げる予算を有していても、譲渡する民有地を所有するものに所得税・法人税の負担がかかることから、買い取りが進まないおそれがあり、他の手段では代替できない。また、優れた景観や自然環境の保全に寄与するため、恒常的な措置とすることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		なし

11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本措置を存続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）	行政機関名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標
 達成目標（将来にわたってこれら生息地の保護を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額
 過去の減収額について、平成26年度における法人税の減収額3百万円等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況
 過去の効果・達成目標の実現状況について、「譲渡所得の特別控除は、民有地の買い上げによる、野生生物の保護管理上特に重要な地域の保護を促進している」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果
 過去の税収減を是認するような効果について、「国又は地方公共団体が買い取りを行い、開発を避けることにより、希少野生動植物や重要な野生鳥獣の生息地の適正な保護を永続的に図られることとなる」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

② 過去の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

- 適用数
- ・法人税
平成 24 年度：0 件、25 年度：0 件、26 年度：1 件
 - ・所得税
平成 24 年度：0 件、25 年度：0 件、26 年度：2 件

⑤ 過去の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

- 減収額
- ・法人税
平成 24 年度：0、25 年度：0、26 年度：3 百万円
 - ・所得税
平成 24 年度：0、25 年度：0、26 年度：7 百万円

「約 1 億 2 千万円程度が控除されていると試算されている」という記述は、環境省の資料から推計したものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合） （国税）（法人税：義、所得税：外）
2	租税特別措置等の内容	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号、以下「種の保存法」という。）の生息地等保護区管理地区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号、以下「鳥獣保護管理法」という。）の国指定鳥獣保護区特別保護地区のうち天然記念物として指定された鳥獣等の生息地が、国又は地方公共団体に買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額、短期譲渡所得特別控除額は 1500 万円又は譲渡金額のいずれか低い方とする。
3	担当部局	自然環境局・野生生物課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：昭和 51 年
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 希少野生動植物や天然記念物に指定される等の重要な野生鳥獣の生息地の買い取りを行うことにより、これらの適正な保護を永続的に図る。…………… 《政策目的の根拠》 種の保存法第 37 条第 1 項に基づき指定される生息地等保護区管理地区、鳥獣保護管理法第 29 条第 1 項に基づき指定される特別保護地区内においては、建築物其他工作物を新築すること等を許可制とする公用制限がかけられているものの、特に重要な地域については、国又は地方公共団体が買い取りを行い、直接管理することで開発を避け、希少野生動植物や天然記念物に指定される等の重要な鳥獣の生息地を保護する必要がある。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-3. 野生生物の保護管理
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生息地等保護区管理地区や国指定鳥獣保護区特別保護地区における天然記念物として指定された鳥獣等の生息地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護が図れない地域を買い上げ、公有地化することにより、将来にわたってこれら生息地の保護を図る。

8	有効性等	① 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>生息地等保護区管理地区や国指定鳥獣保護区特別保護地区は、土地所有に拘わらずに保護地域を指定する制度であることから、民間が所有する土地も多く含まれている。中でも、所有者が土地を譲渡することを希望し、かつ特に重要性が認められる土地について買い取りが行われる。よって、国又は地方公共団体が積極的に公有地化していくことが前提ではないため、具体的な測定指標は設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、土地の買い取りが行われ、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担が軽減されることにより、希少野生動植物や天然記念物に指定される等の重要な野生鳥獣の生息地の適正な保護を永続的に図るという政策目的に寄与する。</p>
		② 減収額	約1億2千万円程度が控除されていると試算される。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和51年度～平成26年度)</p> <p>これまでに約176ヘクタールの民有地が公有地化された。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和51年度～平成26年度)</p> <p>生息地等保護区管理地区や国指定鳥獣保護区特別保護地区のうち、野生生物の保護管理上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護が図れない地域については、土地及びその上に所在する立木も含めて国が直接買い上げ、公有地化することが適正な保護を図る上で必要であり、これらの譲渡所得の特別控除は、民有地の買い上げによる、野生生物の保護管理上特に重要な地域の保護を促進している。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和51年度～平成26年度)</p> <p>本措置で対象となっている土地は、種の保存法及び鳥獣保護管理法上特に重要な地域として位置づけられており、国又は地方公共団体が買い取りを行い、開発を避けることにより、希少野生動植物や重要な野生鳥獣の生息地の適正な保護を永続的に図られることとなる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>管理地区等のうち、野生生物の保護管理上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護が図れない地域については、公有地化する必要がある。しかしながら、譲渡所得に課税される場合、譲渡者の資産が目減りするため、公有地化が進まず、自然環境の保全を図ることができない。このため、本軽減措置を講じることが妥当と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等	他の支援措置はなし。

		との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	現時点では、本件について、地方税に係る租税特別措置等要望を行う予定はない。
10	有識者の見解		なし
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本措置を存続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし